

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年8月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300148号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400030号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を10万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月31日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、請求者は、オンライン記録によると、平成 21 年 11 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているものの、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届には、請求者の賞与額が 10 万 1,400 円であると記載されていることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 10 万 1,400 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 10 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300258号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400031号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月  
② 平成21年7月

請求期間①及び②について、A'社(平成20年4月以降はA社)から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、商業・法人登記簿謄本により、請求期間②当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間②当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間②に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、請求者の所持する平成21年7月分から同年12月分の給与に係る支給明細書、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構

が保管する賞与支払届において確認できる平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 15 万円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 15 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から 15 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者は、請求期間②に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額の記録訂正に当たっては、請求期間①に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求者は、請求期間①の賞与に係る支給明細書等の関連資料を保管していない上、請求者の賞与振込先口座に係る預金取引明細によると、平成 19 年 7 月は、月末の給与以外に当該事業所からの振込はなく、請求期間①の賞与の振込は確認できないことから、請求者の請求期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

また、請求者は、請求期間①当時、正社員ではなく準社員であったと回答しているところ、請求者が請求期間①当時の状況について証言してくれる者として名前を挙げた同僚は、請求者が正社員になったのは平成 20 年か 21 年であったため、それ以前は賞与の支給がないか、ごく少額のはずである旨陳述しており、請求者の請求期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる具体的な陳述は得られなかった。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成 23 年に解散しており、代表清算人であった者は、請求期間①当時の資料の所在は不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだ B 社は、請求期間①当時の資料を保管していない旨回答しているほか、平成 19 年に当該事業所の人事採用業務を担当していたとする者が名前を挙げた請求期間①当時の事務担当者は既に死亡していることから、請求者の請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300259号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400032号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を13万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成21年7月

請求期間①及び②について、A'社(平成20年4月以降はA社)から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、商業・法人登記簿謄本により、請求期間②当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間②当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間②に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録

及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 13 万 4,390 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 13 万 4,390 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 13 万 4,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者は、請求期間②に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額の記録訂正に当たっては、請求期間①に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求者は、請求期間①の賞与に係る支給明細書等の関連資料を保管していない上、請求者が賞与の振込先として挙げた金融機関については、請求期間①当時の預金取引状況が確認できないことから、請求者の請求期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成 23 年に解散しており、代表清算人であった者は、請求期間①当時の資料の所在は不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだB社は、請求期間①当時の資料を保管していない旨回答しているほか、平成 19 年に当該事業所の人事採用業務を担当していたとする者が名前を挙げた請求期間①当時の事務担当者は既に死亡していることから、請求者の請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300262号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400033号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(平成20年4月以降はA'社)における平成19年7月2日の標準賞与額を4万3,000円、平成19年12月26日の標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日及び平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月2日及び平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA'社における平成21年7月31日の標準賞与額を12万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月2日  
② 平成19年12月26日  
③ 平成21年7月

請求期間①から③までについて、A社(A'社)から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与に係る支給明細書により、請求者は、A社から平成19年7月2日に4万3,000円、平成19年12月26日に21万2,632円の賞与の支払を受け、各賞与から平成19年7月2日は4万3,000円、平成19年12月26日は21万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成23年に解散しており、代表清算人であった者は、給与事務及び社会保険事務には関わっておらず、請求期間①及び②当時の資料の所在も不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだB社は、請求期間①及び②当時の資料を保管していない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③について、商業・法人登記簿謄本により、請求期間③当時に A' 社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者（以下「代表清算人」という。）、及び請求期間③当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間③に係る平成 21 年 7 月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大 6 回に分割して、平成 21 年 7 月から同年 12 月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）については、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書（通知）」（平成 21 年 4 月 4 日付）には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間③当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成 21 年 7 月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成 21 年 7 月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大 6 回に分割され、平成 21 年 7 月 31 日に支払われた同年 7 月分給与から同年 12 月 30 日に支払われた同年 12 月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 12 万 9,868 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 12 万 9,868 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 12 万 9,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間③当時の事務担当者は、請求期間③に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300263号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400034号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(平成20年4月以降はA'社)における平成19年7月2日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA'社における平成21年7月31日の標準賞与額を17万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月  
② 平成21年7月

請求期間①及び②について、A社(A'社)から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与に係る支給明細書により、請求者は、A社から平成19年7月2日に30万円の賞与の支払を受け、当該賞与から30万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成23年に解散しており、代表清算人であった者は、給与事務及び社会保険事務には関わっておらず、請求期間①当時の資料の所在も不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだB社は、請求期間①当時の資料を保管していない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、商業・法人登記簿謄本により、請求期間②当時にA'社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者（以下「代表清算人」という。）、及び請求期間②当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間②に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書（通知）」（平成21年4月4日付）には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成21年7月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成21年12月30日）は誤りであり、事業主は、平成21年7月31日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成21年12月30日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は17万1,000円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成21年7月31日を支払日とする17万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者は、請求期間②に係る賞与について、平成21年7月31日ではなく、平成21年12月30日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。